千葉市立青葉病院手術室運営委員会設置要綱

（目的）

第１条　千葉市立青葉病院手術室の円滑かつ効率的運営及び事故防止対策を協議し調整するため、青葉病院手術室運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会の組織は、医師、看護師、臨床工学技士の職にあるもの及び事務局医事室、院内物流管理受託業者により構成する。

２　委員長及び副委員長は、診療局長及び手術室師長とする。

（会議）

第３条　委員会は、原則年４回とし、委員長が招集する。

２　委員会の議長は委員長が任命し、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

３　委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

４　委員長は、必要に応じて臨時の委員会を招集する。

（庶務）

第４条　委員会の庶務は、手術室において総理する。

（委任）

第５条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　　則

この規程は、平成元年１１月２２日より施行する。

この規程は、平成１５年５月１日より施行する。

この規程は、平成２２年４月１日より施行する。

この規程は、平成２４年４月１日より施行する。

この規程は、令和３年５月 13 日より施行する。

この規程は、令和４年４月１日より施行する。